練馬区まちづくり条例に基づく 大規模建築物の手引き ~延べ面積 3,000 ㎡以上かつ 高さが 15m 以上の建築物 ~

建築·開発担当部開発調整課管理係 (練馬区役所 15 階 8 番窓口)

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 電話番号 03-5984-1081(直通) FAX番号 03-5984-1225

発 行 令和 4 年(2022 年) 8月

目次

1	はじめに1
2	対象となる開発や建築1
3	大規模建築物に係る手続きの流れ 1
	現場調査依頼書、開発事業届出書1
	事前届出書1
	標識の設置·届出 2
	まちづ<り条例に基づ<説明会の開催等
	アドバイザー派遣制度4
	協議申請・公表・意見書・指導・意見書に対する見解書4
	協定の締結5
	協議終了の通知・公表 5
	事業計画変更の申請等6
	工事着手·工事完了の届出6
	完了検査6
4	確認申請までのおおよその期間7
5	各種届出書等様式 8
	現場調査依頼書9
	開発事業届出書(第 37 号様式)1
	事前届出書(第 38 号様式)12
	標識(第 39 号様式)1
	標識設置届(第 45 号様式)14
	協議申請書(第 46 号様式)10
	近隣住民説明報告書(第 55 号様式)
	地域環境配慮報告書(第 80 号様式)

1 はじめに

練馬区では、大規模マンションの建築等、近隣紛争が起こりやすい建築物について、開発事業における調整の仕組みや開発事業に当たっての基準、近隣との協議の手続きを定めた「練馬区まちづくり条例」を制定しています。

この条例に規定する一定規模以上の建築物を建築する予定のある事業者は、練馬区に届出が必要です。

本手引きは、事業者が届出等に関しての必要な手続きについて記載してありますので、参考にしてください。

2 対象となる開発や建築

大規模建築物

延べ面積 3,000 ㎡以上かつ高さが 15m以上の建築物の 建築(注)

増築する場合、増築面積により届出の必要がない場合がありますので、 詳しくはお問い合わせください。

(注)建築とは、建築基準法第2条第13号に定める、建物を新築・増築・改築・移転することをいいます。

3 事前届に係る手続きの流れ

大規模建築物を建築しようとする事業者は、当該建築を行う前に、区長に届け出なければなりません。

(1)現場調査依頼書、開発事業届出書(第 37 号様式)の提出

現場調査依頼書を開発調整課宅地開発係に提出し、調整を行ってください。 宅地開発係との調整後、開発事業届出書を都市計画課(16 階)に提出してください。

(2)事前届出書(第38号様式)の提出

(1)の調整後、開発調整課管理係 (15 階) へ提出してください。 添付する図書は各申請書等に記載してあります

(3)標識の設置・届出

事業者は、(2)の事前届出を行ったときは、少なくとも下表に掲げる日のうち最も早い日から (8)の協議終了の通知が当該事業者に到達する日までの間、開発区域内の見やすい場所に、標識を設置しなければなりません (開発区域の道路に面する部分に、周囲から容易に目視できるよう設置してください。)。

また、標識を設置したときは、標識を設置した日から起算して 5 **日以内**に、 区長に届け出なければなりません。

練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関す	
る条例による標識の設置	00 □ *
東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する	60 日前
条例による標識の設置	
建築基準法による確認の申請または確認を受けるための書類	
の提出	90 日前
建築等の工事の着手または施設の設置	

(4)まちづくり条例に基づく説明会の開催

大規模建築物の建築等をしようとする事業者は、(3)の標識を設置した日から起算して 15 日以内に、近隣住民を対象に説明会を開催しなければなりません(標識に説明会の開催日時・場所を記載してください。)。

なお、この説明会を開催した場合、練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例による説明とみなすことができます。

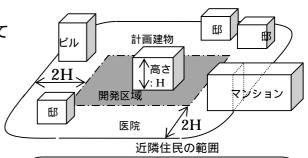
近隣住民の範囲

近隣住民とは、下図の範囲内の区域において 居住し、または事業を営む者をいいます。

事業者は近隣住民に対し建築計画・工事の 説明会を開催しなければなりません。

説明会開催後、説明会に参加していない 近隣住民に対して、説明会で使用した資料を配布しなければなりません。

「近隣住民」とは開発区域の境界線から高さの2倍の範囲の居住者、事業者をいいます。 事業者とは建築物を所有するだけでなく賃貸



近隣住民とは(条例第2条第14項)

- ・住宅居住者
- ・事業を営む者(事務所の経営者、賃貸の住宅・テナント・駐車場の貸主) (貸主所在地が遠方の場合の説明は 資料郵送でも可)

している店舗や事務所、賃貸マンションのオーナーも含みます。

説明会の通知

事業者は、説明会を開催するときは、説明会の開催の日の 7 日前までに、 区長および近隣住民に通知しなければなりません。

通知には、事業者の氏名、住所および電話番号、開発事業の担当者名、開発事業の予定地の場所を記載してください。通知は書面(任意様式)で行い、 近隣住民に対する通知は、郵便ポスト等への戸別配付により行うものとします。

説明内容

説明会で説明する内容は以下のとおりです。

開発区域の土地の形態、規模および切土または盛土の有無ならびに開発区域内における建築物等(建築物ならびに自動車駐車場等)の位置

建築物等の規模、構造および用途

開発事業に関する工事の工期、工事時間、工法および作業方法 開発事業に関する工事中の騒音および振動の防止策ならびに工事の安全 対策

建築物等の建築、用途変更または設置に伴って生じる周辺の生活環境に及 ぼす影響およびその対策

建築物等の管理方法等

また、説明会では以下の資料を配布してください。

計画概要書

案内図、配置図および立面図

このほか、区長が必要と認める図書

平面図および日影図は近隣住民から求められることが多いため、配布資料に入れるようお願いします。

なお、説明会を開催したときは、説明の内容について近隣住民と協議を行い、近隣住民の合意を得るように誠意をもって対応するとともに、近隣住民は、事業者の立場を尊重し、相互に合意が図れるよう努めなければなりません。

説明会に参加していない近隣住民に対して、説明会で使用した資料を配布 してください。

(5)アドバイザー派遣制度

この制度は大規模建築物の計画地の近隣住民の方または大規模建築物を計画した事業者の方が、住民説明会の後、お互いの話し合いの論点や問題点を整理するため、専門家(アドバイザー)を交えて話し合いを行うためのものです。

専門家は単なる反対や説得のための議論ではなく、紛争の防止やその区域の調和あるまちづくりに資するための必要な意見をアドバイスするために派遣されます。

派遣の要件

【近隣住民が申請する場合】

近隣住民の活動が、開発事業に対する反対を目的とするものではなく、当 該地域のまちづくりに資するものであると認められること

アドバイザーの派遣について、申請者以外の近隣住民に周知し、一定の了 解が得られていること

アドバイザーの派遣について、事業者の合意が得られていること 申請に当たって、申請者が連名であり、おおむね当該地区の区域全体から 申請者が立っていること

【事業者が申請する場合】

アドバイザー派遣が、近隣住民の説得を目的とするものではなく、当該地 区のまちづくりに資するものであると認められること

アドバイザーの派遣について、近隣住民に周知し、おおむね当該地区の区域全体から一定の了解が得られていること

申請は、最初の説明会の開催日から起算して原則 10 日以内に派遣手続を行わなければなりません。

詳細についてはみどりのまちづくりセンター【(公財)練馬区環境まちづくり公社内】にお問い合わせください。

〒176-0012 練馬区豊玉北 5-29-8 練馬センタービル 3 階電話番号 03-3993-5451(直通)

(6)協議申請・公表・意見書・指導・意見書に対する見解書

協議申請書

大規模建築物の建築をしようとする事業者は、(4)の説明会および近隣住民 との協議を行った後、協議申請書により申請し、建築について協議しなけれ ばなりません。

公表

区は協議の申請の日から起算して 3 日以内(休日等を除く)に、申請の概要(申請書の表面)を開発調整課管理係窓口にて公表します。

練馬区ホームページで、開発区域の場所、事業概要および意見書の提出 期間を掲載します。

意見書の提出

近隣住民は、協議申請の概要の公表の日から起算して 7 日以内(休日等を含む)に、申請の概要について意見書(任意様式)を事業者に提出することができます。

近隣住民は、意見書を提出した場合において、意見書の写しを区長(提出 先:開発調整課管理係)に送付してください。

協議における指導

区は、協議申請の概要の公表の日から起算して10日以内(休日等を除く)に、事業者に対して、まちづくりの計画、開発協議の基準および都市計画法に定める開発許可の基準等に照らし、必要な場合は区の意見を書面で提示します。

意見書に対する見解書の提出

事業者は、意見書の提出および区の意見の提示があったときは、これらの意見について、見解書(任意様式)を近隣住民および区長(提出先:開発調整課管理係)にそれぞれ提出しなければなりません。なお、提出された見解書は開発調整課管理係窓口にて公表します。

練馬区ホームページで、意見書の提出期間や見解書の公表期間を掲載します。

(7)協定の締結

区長および事業者は、(6)の協議が整ったときは、協議の内容を記載した書面を作成し、協定を締結します。

なお、公共施設または公益的施設の整備を要しない場合は、協定の締結は ありません(まちづくり条例に基づく道路後退や公園設置の必要がない場合 など)。

(8)協議終了の通知・公表

区長は、協議が終了したときは、協議終了通知書を作成し、事業者に通知するとともに、開発調整課管理係窓口にてこれを公表します。

また、練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく手続きは、協議終了通知書の交付を受けた後に行ってください。

(9)事業計画変更の申請等

事業者は、(6)の申請後に、事業計画を変更しようとするときは、事業計画 変更届出書を提出しなければなりません。

また、(8)の協議終了の通知を受けた後に、事業計画を変更しようとするときは、変更協議申請書により申請しなければなりません。

いずれの場合も、変更内容によっては、事業者は近隣住民に対する説明会の開催が必要な場合があります。

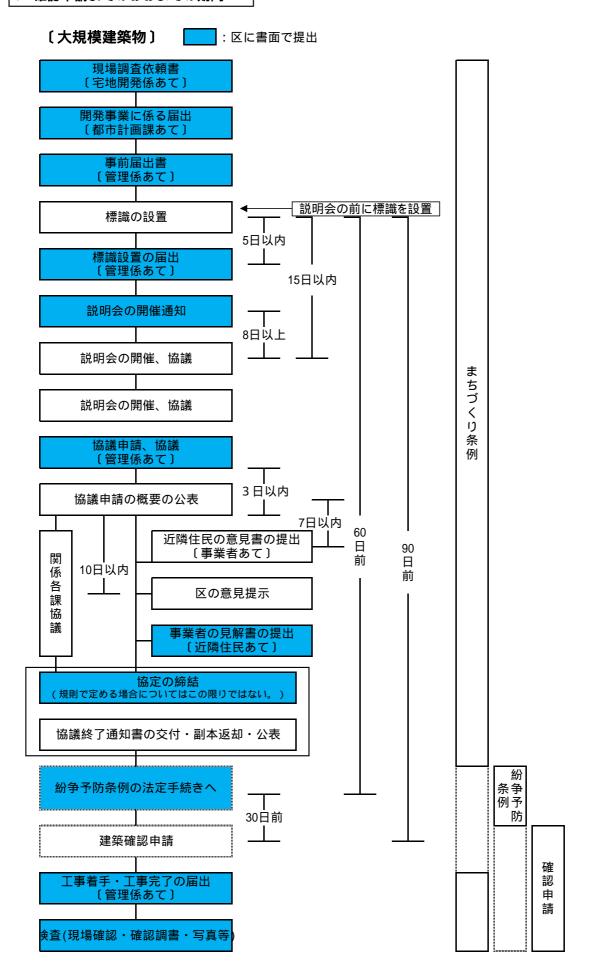
(10)工事着手・工事完了の届出

事業者は、開発事業に関する工事(建築工事)に着手したときは工事着手届出書を、工事を完了したときは工事完了届出書を提出しなければなりません。

(11)完了検査

事業者は、工事完了届出書および工事完了確認調書を提出し、完了検査を受けなければなりません。原則、現地での検査は行わず、書面での検査となります。

4 確認申請までのおおよその期間



6 各種届出書等様式

現場調査依頼書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0
開発事業届出書(第 37 号様式) · · · · · · · · · · · · 1
事前届出書(第 38 号様式) 1
標識(第 39 号様式) 1
標識設置届(第 45 号様式) · · · · · · · · 1
協議申請書(第 46 号様式)1
近隣住民説明報告書(第 55 号様式) · · · · · · · · · · · · 1
地域環境配慮報告書(第80号様式) 2

各種様式は、練馬区ホームページからダウンロードできます。

練馬区トップページ 事業者向け 事業者向け情報 土木・建築関係 まちづくり条例(開発調整課) まちづくり条例(大規模建築物の手続き) まちづくり条例様式集【開発調整編】

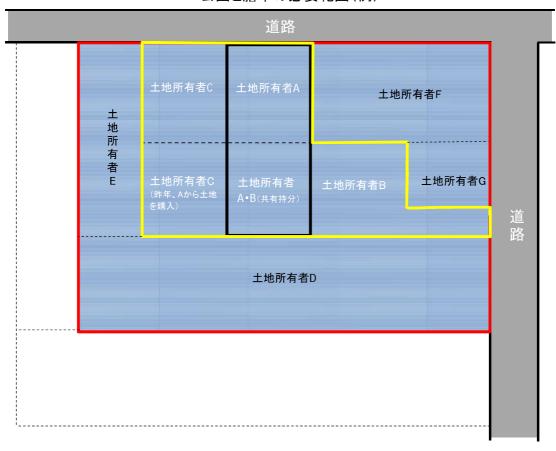
この他の様式についてはお問い合わせください。

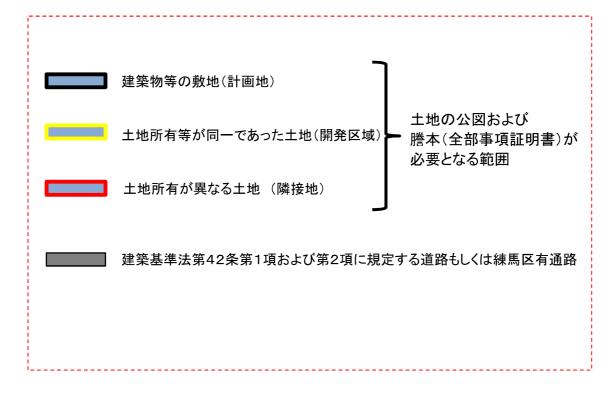
		受付番号 令和 年 月 日
練馬	区長 殿	· 令和 年 月 日
		住 所
		氏 名連絡先
		担当:
		代理人または設計者
		₹ -
		(1)
		連絡先
		担当:
		現場調査依頼書
下	記の区域で開発事業を計画	画していますので、現場調査を依頼します。
調地	開発事業の名称	
量地域の名地番	開発区域の場所	(地名地番)練馬区 丁目 番
の番		(住居表示)練馬区 丁目 番 号
開 発	開発区域の面積	m ² (計画地 m ²)
	目 的	区画割(区画)・建築・その他()
事業		階数:地上階、地下階
業の	建筑物の担措	人 言 粉 · 言 田 之 ·
業	建築物の規模	住 戸 数 : 戸 、用途 : 高 さ : m 、 延べ面積 : m
業の概		
業の概要	□ ①案内図(隣地等の土 □ ②土地利用計画図	高 さ: m、延べ面積: m
業の概要 添付	□ ①案内図(隣地等の土□ ②土地利用計画図□ ③現況図	高 さ: m、延べ面積: m
業の概要	□ ①案内図(隣地等の土□ ②土地利用計画図□ ③現況図□ ④造成計画図等(造成コ□ ⑤公図 注 1	高 さ: m、延べ面積: m 地利用状況がわかるもの) 工事がない場合には、土地利用計画図へ地盤高を記載すること)
業の概要 添付書	□ ①案内図(隣地等の土 □ ②土地利用計画図 □ ③現況図 □ ④造成計画図等(造成 □ ⑤公図 注 1 □ ⑥土地の登記全部事項	高 さ: m、延べ面積: m 地利用状況がわかるもの) 工事がない場合には、土地利用計画図へ地盤高を記載すること)
業の概要 添付書類 注1	□ ①案内図(隣地等の土 □ ②土地利用計画図 □ ③現況図 □ ④造成計画図等(造成 □ ⑤公図 注 1 □ ⑥土地の登記全部事項 □ ⑦計画地に接する道路 土地の所有がわかる範囲(高 さ: m、延べ面積: m 地利用状況がわかるもの) 工事がない場合には、土地利用計画図へ地盤高を記載すること) 証明書 注1 の公共管理区域図および位置指定図の写し 隣接地を含む)かつ、過去2年間の所有権がわかるもの
業の概要 添付書類 注1	□ ①案内図(隣地等の土 □ ②土地利用計画図 □ ③現況図 □ ④造成計画図等(造成 □ ⑤公図 注 1 □ ⑥土地の登記全部事項 □ ⑦計画地に接する道路 土地の所有がわかる範囲(展発行後 3 ヶ月未満であるこ	高さ: m、延べ面積: m 地利用状況がわかるもの) 工事がない場合には、土地利用計画図へ地盤高を記載すること) 証明書 注1 の公共管理区域図および位置指定図の写し 隣接地を含む)かつ、過去2年間の所有権がわかるものと。(オンライン請求のものおよび複写可) れる際は、地権者もしくは現在土地を利用されている方の

풀

		5 3 条記	~ 1	· 無)							土地取	引の届出	」(有	• 無)
用途	風致	都計	区画	地区	再開発	小 無 洪	生幹道	生産	重点	遺跡	中高層	雨水	緑化	清掃	その他
(建ペい率)	風蚁	施設	整理	計画	円用光	土安坦 	土料坦	緑地	黒忠	退跡	中向眉	抑制	形水1 [2]		て 0万世
1低・1中 最低			予想街路												
住・商			有・無											練馬	景観
			計画事業			北・東南・西	m 北・東 南・西							石神井	

公図と謄本の必要範囲(例)





		年	月	日
	開発事業届出書			
練馬区長殿	事業者 住所 氏名 電話 ((法人にあっては、 ² および名称ならび(生地
	例第51条第1項の規定により、つぎのとおり届け出ます。			
開発事業の名称連絡先	住 所 事務所名 担当者氏名 電話	()	
	(地名地番)練馬区 丁目	番		
開発区域の場所	(住居表示)練馬区 丁目	番	,	号
開発区域面積	m² (計画地 m²)			
ま ち づ く り 条 例 適 用 項 目 (該当するものに○)	(1) 大規模建築物 ① 延べ面積が3,000㎡以上かつ建築物の高さが15m以上の复② 集客施設(駐車場を除く。)の床面積の合計が1,000㎡以上3 深夜営業集客施設(駐車場を除く。)の床面積の合計が500㎡以上1	二の建築 0 m ³ 以建築 , 000 m ³ 末 , 000 m ³ 末 3, 000 m 場(建築) 舗装工	の建築物 満の 以上 に付属 事	築物
工 事 種 別 等 (該当するものに○)	新築・改築・増築・用途変更・区画割・新設・増設・()
「阪コッのものにし)	用途変更の場合の変更前の用途()			
事 前 調 査	現場調査依頼番号 宅地開発事業該当の有無 有 ・ 無			
※ 受 付 欄	年月日 番号	※ 住 左	宅 地 頁 ・ <i>を</i>	

注 ※欄は、記入しないでください。

	.+	₽ =	÷ =	ın.			事前届出	出書			年	月	日
ń	東 馬	区長	き 原					1	業者 主所				
									氏名 電話	()		
								,	(法人にあ	っては、そ			E地
ý	東馬区ま	ナベノ	· n d	表面容	7	条第	項の規定によ	り つギの		称ならびに∙ 屮まま	代表者の	戊名)	
						木免	切り放足によ	. y , 'Jaw	こわり畑()」	цку,			
開	発 事	業	の	名	称	A.=r				ボディ			
設		計			者	住所 氏名				電話 担当者	()	
施		工			者	住所				電話	()	
						氏名			•	担当者			
連		絡			先	住所 事務所名							
						担当者氏名				電話	()	
開	発 区	域	の	場	所	(地名地番)	練馬区		丁目	番			
נוכן		. 3		~///	121	(住居表示)	練馬区		丁目	番	号	•	
開	発	区均	或	面	積			ใ(計画地	m²)				
								そ の 他 の 地域・地区	m第		5度地区 •		定
用	途	地	ţ	或	等			(該当する	防火地域	• 準防火地	地域・ 無	無指定	
						W		ものに()	その他()
						指定建蔽率 ①大規模建築	5物(隹友協計	% と・深夜営業	指定容積率		その他)		%
						②特定用途夠	建築物 (集客	施設・葬祭	場等・ワン	ルーム形式	の集合信	主宅・	寄宿
ま	ちづ	•	り	条	例	舎・大規模 ③宅地開発事							
適	用		項		目	(開発行為	3:開発区域面						
(該当す	るも	<i>O</i>	12 C))	(開発行為 ④墓地等(差	為以外:開発区 基地 区画数:		00㎡~3,00倍 骨堂 納骨		3,000㎡ 台•火葬		
						⑤自動車駐車	三場等(自動車	 駐車場	台·材料置	遺場・ウエス	スト・スタ		プ処
	-	l r	£	DI.	<i>k</i> -/~		<u>, ト火葬施設・</u> 増築・用途変))
事		事 種 当する		別に〇	等)		場合の変更前の		/IY I HX *日	HA ()		,
業	木	 東		数			棟	1	室)数		-	戸(室)
計	Ē	高		さ			m	階	数	地上	階・地	下	階
画		善		造				基礎	工 法				
(T)						計画に依	系る部分	計画以外	外の部分	î	à i	計	
概			面				m ²		m²				m²
要	(自動車	近 べ 正車庫・			等)	(m² m²)	($ m m^2 \ m^2)$	(m² m²)
	年月日	1 /	2 1 /1	**/DX:11	/	`		課長	係長	係員			/
※ 受	十月日						※ 決	1911	VII.20	V1127	※住	宅地図	
※受付欄							(決 決 定 欄				左	頁 ・ 右	
11別	番号						[1]東						

添付図書 建築物を伴わない場合:案内図、土地利用計画図 建築物を伴う場合:案内図、配置図、平面図、立面図(4面) 注 ※欄は、記入しないでください。

第39号様式(第45条関係)

	·							90CIII)	^							
					開	発	事 業	計	迪	のこ	ご 案	内				
	開系	後事業	の名	称												
	開発地	き区域の 名) 場所 地	:の 番					住。	居 表	示 番	卡号				
		用		途												
	事	開発区	区域面	i積		m²(計画)						斯地 m²)				
90cm以上	業	建築	面	積				m²	延	ベ	面	積				m²
	計画の概要	構		造					基	礎	工	法				
		階数				地上	地下 階	· 階	高			さ				m
		工事	種 別	等												
		着工	予	定		年	月	日	完	了	予	定		年	月	日
	事	事 業 者 (住所) (氏名)								電	話	()			
	設	計者	(住)							電	話	()			
	施	工者	(住)							電	話	()			
	説明	会の開	催予	·定	日 場	時所		年		月		日		時	分から)
	標詣	哉 設 置	年月	日				年		F]		日			
	•	この村	票識は	:、	馬区	まち~	づくり条	€例第5	3条第	51項	の規定	官によ	り記	设置し7	たものです	ナ。
	(Si	古奴 生)														
		車絡先) 担当者)								電	話		()		
\	, ,															

注

- 1 この標識は、練馬区まちづくり条例第52条第1項各号に規定する建築等をしようとするときに設置するものです。
- 2 事業者が個人の場合は、事業者の電話番号の記載を省略することができます。

第45号様式 (第45条関係)

表面

ŕ	東 馬	区長	: 殿			杉	票識	設情	置届				年	月	日
					事業者 住所 氏名 電話 (法人	にあっ	(ては、) その事	業所の所	在地お	よび名種	なならひ	に代表者	音の氏	名)
	下記事 より届			標識を	年	月	日に記	受置 した	こので、練	馬区ま	ちづくり) 条例第	条第	項の	規定
	開発	事業の	の名	称											
	設	計		者	住所 氏名					Ę	電話 担当者	()		
	施	エ		者	住所 氏名						電話 担当者	()		
	連	絡		先	住所 事務所名 担当者氏名					í	電話	()		
	開発	マ域の	カ場	所	(地名地番				丁目		番				
					(住居表示) 練馬		0 /-	丁目		番	<u></u> 号	•		
	開発	区域	面積	į					十画地		m²				
		事程			新築・改築					新設 •	増設	• ()
	(該当	する	\$ O.)に()	用途変更の	場合の	変更前	iの用途	()			
事	主	要	用	途											
	開	発	行	為	区画数:		区画		区画面積	:最大		m²,	最小		m²
業	疤			さ		m	階数	、 住戸	(室)数	地上	階(段)	・地下	階(段)	戸	(室)
計	構			造				基礎	工 法						
画		_			計画に係	る部分	章	十画以外	の部分			合	計		
の	建	築	面	積		m²			m²						m²
概	延	ベ	面	積		m²			m²						m²
	区	፲	ij	数		区画	(墓地	の場合)	1					
要	納	骨装	支 置			台	(納骨	堂の場	合)						
	駐	車	台	数		台	(自動	車駐車	場の場合)					
	着	I.	予	定	年	月	月		予 定			年		1	
	年月	月 月			<u> </u>										
※受付欄		 号											※ 住宅 左	地図 頁 ・ 右	

亩	\mathcal{I}
#	111
75	IHI

-	,		
[標識設置位置図]・標識設置場所を赤印で表示してくだ	さい。		
標識設置状況[写真:遠景および近景(記載事項が判明で	きるもの) 」		
它 占	写	古	
写真	写	真	
	写	真	
2 箇所以上に標識を設置した場合は、別紙	写	真	
	写	真	
2箇所以上に標識を設置した場合は、別紙	写	真	
2箇所以上に標識を設置した場合は、別紙	写.	真	
2 箇所以上に標識を設置した場合は、別紙	写	真	
2 箇所以上に標識を設置した場合は、別紙	写	真	
2 箇所以上に標識を設置した場合は、別紙	写	真	
2 箇所以上に標識を設置した場合は、別紙	写	真	
2 箇所以上に標識を設置した場合は、別紙	写	真	
2 箇所以上に標識を設置した場合は、別紙	写	真	
2 箇所以上に標識を設置した場合は、別紙	写	真	
2 箇所以上に標識を設置した場合は、別紙	写	真	

添付書類 近隣案内図、近隣住民説明用図書 注 ※欄は、記入しないでください。

第46号様式(第47条関係)

表面

大力		梨物	(姓/	~ 面積	3,000㎡以上7	いつ建築	物の局	さか15	m以上	.)			年	月	日
							协学	由註書					7-	74	Н
	t						励譲	申請書							
	東 馬 [および名称に	ならびい	こ代表す	者の氏症	名)
ń	東馬区	まち~	づくり	り条例5 	第55条第1項 -	の規定に 	こより、	つぎの)とおり	9 申請	します。 				
	開発写	業(の名	称											
	設	計		者	住所 氏名						電話 担当者	()		
	施	エ		者	住所 氏名						電話 担当者	()		
	連	絡		先	住所 事務所名 担当者氏名						電話	()		
	開発区	区域(の場	所	(地名地番 (住居表示				丁目 丁目		番 番	号			
	開発	区域	面積					m² (計ī	画地		m²)				
事			重 別	等)に()	新築・改築	・増築	• ()				
業	主	要	用	途											
計	棟			数		ħ	東	住戸	(室)	数			戸	(室)	
рі	高			さ		r	n	階		数	地上	階。	・地下	階	
画	構			造				基	港 工	法					
の		_	_		計画に係	る部分		計画」	以外の部	部分		合	計		
概	建	築	面	積		r	n²			m²				m²	
	延	ベ	面	積		r	n²			m²				m²	
要	着	工	予	定	年	月	日	完	了 予	定		年	月	Н	
※受付欄	年月日番 号												※ 住宅 左	E地図 頁 ・ 右	

注

- 1 申請に当たっては2部提出してください。
- 2 事業者または本計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出を行ってください。
- 3 ※欄は、記入しないでください。

裏面

添付書類

名称	添付の要件、記載における注意等
案内図	方位を表示したもの
配置図	方位、縮尺、配置寸法、高低差、廃棄物保管場所等 および一時停車空地(敷地面積が1,000㎡以上かつ住 宅戸数が15戸以上の集合住宅の場合)を表示したも の
平面図	方位、縮尺、間取りおよび各室の用途を表示したも の
立面図(4面)	縮尺、階高、軒高および最高高さを表示したもの
断面図	縮尺、階高、軒高および最高高さを表示したもの
日影図 (地盤面)	方位および縮尺を表示したもの
近隣住民説明報告書(第55号様式)	
地域環境配慮報告書(第80号様式)	
緑化計画に関する事項を記載した書類(緑化計画事 前協議終了書および緑化計画事前協議申請書の写 し)	
雨水流出抑制施設設置計画に関する事項を記載した 書類(雨水流出抑制施設設置計画確認書および雨水 流出抑制施設設置計画図書の写し)	
景観計画に関する事項を記載した書類(景観計画区域内における行為の届出書の写し)	
廃棄物保管場所等設置届・設置計画書の写し	

第55号様式(第47条関係)

表面

					近	隣	住	民	説	明	報	告	書	:			
開多	後事業(の名称															
開発区域の場所		(±	也名地番)	練馬	氢							丁	目	番			
		(住居表示) 練馬区						丁目			番号						
説	明	者	住氏	所 名													
	開催	年月日				開	催場	易所	1					出席者	住民	出席者	事業主
説	•	•													人		人
明	•	•													人		人
会	•	•													人		人
等	•	•													人		人
Ø	•	•													人		人
経	•	•													人		人
過	備	考															

添付書類

近隣住民範囲図

近隣住民説明図書

(説明会を開催した場合) 出席者名簿、説明内容および議事録

(墓地等の設置等の場合) 墓地等の敷地および隣接地等との関係を示す不動産登記法による地図等

裏面

個別	別説明を行った	た近隣住民の					
	住所		経過(申出·訪問)				
	氏	名	月・日	近隣住民からの意見の概要	回答内容		
No			/,				
No							
			/				
No							
No							
No							
1NO							
No			//				
No							
NT.			/				
No							
No			//				
No							
No							
No			/,				

注

- 1 欄が不足する場合は、別紙を追加してください。
- 2 表中の記載方法
 - (1) Noは、添付図書の近隣住民範囲図に付した整理番号と同一にしてください。
 - (2) 経過月日の欄は不在の場合も記入し、月日の右に「不在」と記載してください。

第80号様式(第71条関係)

	11. 2 (2)				
	地 域 環	境配慮	報告書	Î	
	事項			対	策
1	地区まちづくりへの配慮事項				
	-				
2	地域環境についての配慮事項 (1)地区施設についての配慮				
	・公園緑地等				
	道路等について				
	(a) to the second of				
	(2) 地域環境への配慮・交通対策				
	・自然環境等				
	緑化				
	・景観デザイン				
	・福祉 ・防犯防災への配慮				
	(3) 生活環境への配慮				
3	その他				
※備	考				

注 ※欄は、記入しないでください。